

特定非営利活動法人おやこ劇場松江センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人おやこ劇場松江センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を島根県松江市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもをとりまく環境を整えることによって、子どもの豊かな成長に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 演劇、音楽などの鑑賞の場を企画、実施
- (2) 子どもの諸活動に関する支援
- (3) 文化事業の企画、実施及び協力、提携
- (4) 子どもと文化に関する活動の研究、啓発
- (5) 子どもと文化に関する広報活動
- (6) 各分野NPO等との連携・ネットワークづくり
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人又は団体
- (2) 家族会員 正会員の家族で、この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する4歳以上18歳未満の個人
- (3) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する学生
ここで言う学生とは、専門学校・大学・高等専門学校・大学院等の学生のうち、上記(2)家族会員に該当しない者を指すものとする。
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援する個人又は団体

(5) 協力会員 この法人の目的に賛同し、活動に協力する個人又は団体

(入会)

第7条 正会員又は家族会員又は学生会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

3 賛助会員又は、協力会員になろうとするものは、総会で別に定める会費を納入する事によって会員になることができる。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金（正会員及び家族会員に限る）及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款などに違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び事務局

(役員の種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上20人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、3人以内を副理事長、若干名を常任理事とする。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長ならびに常任理事は、理事の互選とする。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。

(役員の職務)

第 15 条 理事長はこの法人を代表し、その業務を統括する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 常任理事は、理事長、1 名以上の副理事長および事務局長を含め常任理事会を構成し、理事会の決定した事項及び理事会の議決を要さない業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第 16 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員の補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を越えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第 18 条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会において出席した正会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(事務局)

第 20 条 この法人の事務を処理するために、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員若干名を置くことができる。

3 事務局長及び職員は、理事会の議決を経て理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第21条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 前項に定めるもののほか、顧問及び相談役に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第6章 総会

(総会の種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。ただし、団体正会員は、代表者1名が参加する。

(総会の権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員及び代議員の選任又は解任
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 会員の除名
- (10) 解散した場合の残余財産の譲渡先の選定
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき。
 - (3) 監事から第15条第6項第4号の規定により招集があったとき。

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急を要する議案で出席した正会員数の 3 分の 2 以上の同意があるときは、この限りでない。

2 総会の議事は、この定款で特別に規定するもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第 30 条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。正会員の表決権は、1 個人 1 団体ともに 1 票とする。

2 前項の場合における第 28 条、第 29 条第 2 項、第 31 条第 1 項第 2 号及び第 54 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面及び電磁的方法による表決者及び表決委任者の場合にあっては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名押印しなければならない。

第 7 章 理事会

(理事会の構成)

第 32 条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 33 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事業計画の変更及び活動予算の変更

(4) 事務局の組織及び運営

(5) 役員の職務、報酬及び費用弁償

(6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 34 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めるとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 監事から第 15 条第 6 項第 5 号の規定により招集があったとき。

(理事会の招集)

第 35 条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その請求があった日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、理事長の指名する理事がこれに当たる。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急を要し、かつ出席した理事の3分の2以上の同意があるときは、その事項について議決を行うことができる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条の2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決した理事は、第37条第2項及び第37条の3第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第37条の3 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面及び電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

第8章 常任理事会

(常任理事会)

第38条 常任理事会は、理事長および理事の互選により選任した1名以上の副理事長並びに若干名の常任理事をもって構成し、理事会の決定した事項及び理事会の議決を要さない業務を執行する。

第39条 削除

第40条 削除

第9章 代議員及び代議員会

(代議員)

第41条 この法人に、代議員を置くことができる。

2 代議員は、総会において、正会員の中から選任する。

3 削除

4 代議員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(代議員会)

第42条 代議員会は、代議員をもって構成し、理事会から委任された事項を議決し、執行する。

2 代議員会の運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

3～14 削除

第 10 章 資産、会計および事業年度

(資産の構成)

第 43 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 44 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第 45 条 削除

(会計の原則)

第 46 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 47 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 48 条 前条の規定にかかわらず、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第 49 条 削除

(予算の追加及び変更)

第 50 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は変更をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 51 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 52 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 53 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 11 章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 54 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更が伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべきものに係るものに限る）
- (9) 定款の変更に関する事項

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 55 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において正会員総数の 2 分の 1 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第 56 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する以下の者のうち、総会において選定した者に譲渡するものとする。

- (1) 他の特定非営利活動法人
- (2) 国又は地方公共団体
- (3) 公益社団法人又は公益財団法人
- (4) 学校法人
- (5) 社会福祉法人
- (6) 更生保護法人

(合併)

第 57 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 2 分の 1 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 12 章 補則

(公告)

第 58 条 この法人の公告は、官報に掲載してこれを行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、日本財団が提供する公益事業コミュニティサイト「CANPAN」に掲載して行う。

(委任)

第 59 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	勝部万里子
理事	荒木 伸子
理事	猪野 和子
理事	桑田 愛子
理事	河野 明美
理事	坂本 和子
理事	杉原ひとみ
理事	周藤喜美子
理事	野中 雅子
理事	藤本 登美
理事	星野 紀子
理事	三好美弥子
理事	山本 俊磨
監事	泉 緑
監事	川井 康子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から平成 13 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条(現行の第 47 条)の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 52 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 個人 入会金 500 円 会費 12,000 円 (年)

団体 入会金 500 円 会費 36,000 円 (年)

(2) 家族会員 入会金 500 円 会費 12,000 円 (4 歳以上)

(3) 賛助会員 会費 1 口 5,000 円

(4) 協力会費 会費 1 口 1,000 円

附則 この定款の変更は所轄庁認証の日 (平成 15 年 9 月 25 日) より施行する。

附則 この定款の変更は所轄庁認証の日 (平成 20 年 8 月 29 日) より施行する。

附則 この定款の変更は所轄庁認証の日 (平成 23 年 8 月 18 日) より施行する。

附則 この定款の変更は所轄庁認証の日 (平成 24 年 8 月 24 日) より施行する。

附則 この定款の変更は所轄庁認証の日 (平成 27 年 9 月 29 日) より施行する。

附則 この定款の変更は所轄庁認証の日 (平成 29 年 7 月 10 日) より施行する。

附則 この定款の変更は総会の議決の日 (令和元年 5 月 18 日) より施行する。

この定款の変更は所轄庁認証の日 (令和元年 8 月 7 日) より施行する。

附則 この定款の変更は所轄庁認証の日 (令和 5 年 8 月 18 日) より施行する。